

妊婦一般健康診査費の助成について



妊娠おめでとうございます。

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行います。妊婦健診を定期的に受診し、医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取組みましょう。

受診票番号	受診票の色	枚数	公費負担額
クラミジア検査	白色	1枚	1,880円
第1回目	藤色	1枚	(子宮がん検診実施) 25,350円
			(子宮がん検診未実施) 21,750円
第2～14回目	桜色	1枚	(超音波検査実施) 11,080円
	桃色	10枚	3,780円
第6～14回目 【HTLV-1あり】	白茶色	1枚	17,520円
第6～14回目 【GBSあり】	黄色	1枚	16,930円

(令和7年度改定)

<使用方法>

- 上から1枚ずつご使用ください。(医療機関により受診票の順番が前後することがあります)
- クラミジア検査の単独券はどの受診票とも同時使用できます。使用時期については医師とご相談ください。
- 受診前に氏名、生年月日、出産予定日、住所のご記入をお願いします。

<注意事項>

- 上記負担額を超えた額については、自己負担となります。
- 多胎妊娠の場合は、5枚追加します。(追加分は1枚につき3,780円までの公費負担です。)
- 妊娠中に他の市町村に転出される場合は、転出先の市町村窓口に残りの受診票を提出していただき、新しい受診票をお受け取りください。
- この受診票は、鳥取県医師会、鳥取県助産師会、津山市医師会、新見医師会、松江市医師会、安来市医師会に所属する委託医療機関で使用できます。(委託外医療機関等で受診される場合は、裏面をご覧ください。)

日吉津村妊婦一般健康診査費用助成金について

本村に在住する妊婦さんが里帰り等の理由により、妊婦健診委託外医療機関等で妊婦一般健康診査を受けた場合は、後日、妊婦さんに助成金を交付します。

●助成金の交付対象者

下記の理由により、妊婦さんが委託外医療機関等において妊婦一般健康診査を受けた場合は、その妊婦さんに対し、助成金を交付します。

- ①出産、入院等のため村外に滞在し、委託医療機関において受診することができない場合。(里帰り等)
- ②委託外医療機関で受診することについて、村長が特に認める事情がある場合。

●助成金の交付対象経費

妊婦一般健康診査の受診に要した費用(医療保険診療適用のものは対象外です)

●助成額

助成金の額は、妊婦一般健康診査の各受診票に記載のある金額を限度とします。

●助成金交付申請の流れ

- ①「交付申請書兼請求書」を福祉保健課に提出

【添付書類】 ・領収書の原本(診療点数のわかるもの)

・未使用の妊婦一般健康診査受診票

・母子手帳の写し(妊婦健診の結果)

・振込口座のわかるもの(※口座登録のない方)

- ②審査後、「交付決定通知書」を送付します。指定口座に助成金が振り込まれます。(請求書提出から約1ヶ月～1ヶ月半後)

●申請締め切り日

出産した日から6か月以内に交付申請を行ってください。

※里帰り前に役場福祉保健課にご連絡ください。